

西篠崎土地区画整理組合の各事件において正当と主張する行政の立証責任義務の履行を求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 211 号

受理年月日 平成 26 年 9 月 22 日

付託年月日 平成 26 年 9 月 30 日

陳情者
.

陳情原文 憲法第 16 条(請願権陳情含む)に基づき、西篠崎土地区画整理組合の訴訟において行政(江戸川区)が主張の立証を行わないことを、直ちに改善することを求めます。江戸川区は、裁判費用の負担について、交通費、印紙代、日当すべて区民の納めた税金で賄われています。そうすると、裁判で正当を訴えるなら、その理由と証拠を提出して立証する義務があるはずです。

しかし、答弁書や準備書面さらに、証人尋問で発言したことを立証する証拠は提示いただけません。本来は、行政裁判における立証責任義務は行政側にあることから、なぜゆえ事実の立証の義務を果たさないのか、その理由がわかりません。はっきりしない答弁を繰り返しても、証拠のないことは裁判所も採用することは出来ないことは、言うまでもありません。また、これらの事件は、行政と組合とで通謀して、数々の不当行為がなされていることから、行政が組合の為に犯罪を隠蔽していることも危惧される事案でもあるのです。

情報公開法に違反して、個人情報保護法に違反し、土地区画整理法に違反し、その他法規を守らない行政の責任について、その業務を監督しない理由が理解できません。委員会の発言は、すべて江戸川区議会のホームページで閲覧可能なことから、委員会の責任ある対処を求めます。

よって、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 行政が正当と主張する証拠を裁判所において提示し、行政の立証責任を果たす義務を履行すること。
- 2 1 の立証責任を果たしたうえで、仮処分(強制執行)の免脱の申し立てをすること。